

内部環境監査スペシャリストに関する停止・失効・取消規程**I. 内部環境監査スペシャリスト資格停止・失効・取消し****1. 適用**

環境マネジメントシステム審査員評価登録センター(以下、「CEAR」という。)に登録する、内部環境監査スペシャリストの資格の停止、失効及び取消しについて規定する。

2. 資格の失効**2.1 資格の失効**

次の場合、資格は失効するものとする。

- 1)内部環境監査スペシャリストが、有効期限内に登録再認証ができなかった場合。
- 2)内部環境監査スペシャリストが、該当の再認証要件を満たせなかった場合。ただし、実績に応じて、内部環境監査シニアスペシャリストが内部環境監査スペシャリストに、内部環境監査スペシャリストが環境技術スペシャリストに登録を希望する場合は判定に基づいて登録できる。

2.2 資格失効の処置及び通知

- 1)資格失効者は、登録リストから削除する。
- 2)未手続による資格失効の場合は、手続が行われていない旨を、1か月以内に届出されている連絡先へ通知する。

2.3 資格失効者の資格の回復

2.3.1 資格失効者の資格の回復は次の手続による。

- 1)失効日から3か月未満の者は登録再認証申請書(SDF1009, SDF1010)により所定の手続を行うことで資格の回復を可能とする。
- 2)再認証登録の失効日から3か月以上経過し5年以内の者は、再登録申請書(SDF1012)により申請し、その理由が正当であると認められた場合、再登録が可能となる。この場合、必要に応じ面接評価を行う。5年を超過した者は登録申請書(SDF1001、SDF1004)による最初からの登録申請となる。

3. 資格の停止及び取消し**3.1 資格の停止及び申請受理の停止**

CEARは次の場合、その行為が「内部環境監査スペシャリスト倫理行動規範及び順守事項(JD30)(公開用)」(以下、「行動規範及び順守事項」という。)に違反し、申請受理の停止又は資格の停止とすることが妥当と判定した場合は、期間を定めて停止する。なお、内部環境監査スペシャリスト資格保有者の再認証の申請猶予期間中の者にも同様に本項を適用するものとする。この場合、該当者は文書等、CEARの指定する方法で弁明の機会が与えられるものとする。

- 1)当該内部環境監査スペシャリスト資格へのすべての申請書及び提出資料に重大な不正又は誤りがあった場合。
- 2)当該内部環境監査スペシャリストに対し、苦情がCEARに寄せられた場合。
- 3)申請手続の際、当該内部環境監査スペシャリストから異議申立て及び苦情を受けた旨の報告があった場合。
- 4)一時停止となった原因が、CEARが定めた期間内に解決されない場合。

3.2 資格の取消し

CEARは次の場合、その資格を取消す。なお、内部環境監査スペシャリスト資格保有者の再認証の申請猶予期間中の者にも同様に本項を適用するものとする。

この場合、当該者は文書等、CEARが指定する方法で弁明の機会を与えられるものとする。

- 1)不正にその資格を取得した場合。

- 2)登録証を不正に使用した場合。
- 3)登録証を改ざんした場合。
- 4)CEAR の認証マークを CEAR が定めた以外の方法で使用した場合。
- 5)認定機関の認定シンボルを使用した場合。
- 6)評価登録システムについて誤った引用を行った場合。
- 7)審査において行った行為が、「行動規範及び順守事項」に違反し、資格の取消しに相当すると CEAR が認めた場合。

4. 資格停止・取消しの通知

- 1)申請受理停止の場合、判定結果通知で、受理の停止とその期間を通知する。
- 2)資格停止又は取消し処分があった場合、その処分の決定した日から5営業日以内に該当内部環境監査スペシャリストにその処分について、内部環境監査スペシャリスト資格停止・取消通知書(HDF1007)にて通知する。

5. 資格停止、取消し者の処置

- 1)資格の停止、取消し者は登録リストから削除する。
- 2)資格停止者及び取消し者は登録証を、CEAR の要求に基づき、速やかに CEAR へ返却しなければならない。
- 3)資格の停止、取消し者は資格を有していると思われる言動をしてはならない。

6. 資格停止・取消し者の資格の回復

6.1 申請受理停止及び資格停止者の資格の回復

停止期間が経過したときは、当該内部環境監査スペシャリスト資格の回復を認める。ただし、停止解除時期が再認証申請締切日を過ぎた場合は、再認証申請を行い、要件を満たした場合、資格を回復できる。この場合の要件は、「申請締切日」を「申請日」と読み替える。

6.2 資格取消し者の資格の回復

- 1)資格を取消された者は、資格取消し決定の日から3年間は評価登録の再申請はできない。
- 2)資格取消し決定の日から3年経過後、資格の再取得を希望する場合は、環境技術スペシャリスト登録申請書(SDF1001)、又は内部環境監査スペシャリスト登録申請書(SDF1004)により初回の登録申請を行うことができる。

以 上